

埋蔵文化財の取り扱い(試掘調査)について

1. 試掘調査について

①方法

バックホウを使用し工事予定地にて掘削を行い、遺跡の状態を確認します。工事内容により、掘削面積や掘削箇所や掘削する場所の数は異なります(幅2m程度の細長い穴を掘るトレンチ掘りや、狭い面積の穴を掘削する壺掘りや地面を細長く溝状に掘削する布掘りなど)。掘削の深さは、遺構や遺物が確認される深さまで掘り下げます。

試掘調査による掘削で予定建築物に支障がある場合はご相談ください。



試掘調査 作業風景



試掘調査 掘削の様子

②期間

半日～1日程度。ただし、気候条件や工事面積によってはこれ以上かかる場合もあります。

③費用

調査に係る直接的な費用は越前市教育委員会が負担します。しかし、予算の都合上、実施できる試掘調査の回数は年度毎に上限があります。

④その他

- ・試掘調査実施前に、土地所有者に「埋蔵文化財発掘調査承諾書」の記入をお願いし、試掘調査の実施(内容や実施日)について承諾を取ってください。
- ・調査を実施する際は、届出の担当者は必ず立ち会ってください。
- ・調査後は掘削に使用した重機で転圧をしながら埋め戻しを行います。
- ・調査の結果は、調査および整理作業が終了した後、後日文書にて正式に回答いたします。
- ・調査を実施するにあたり、施主や調査地の土地所有者へ、越前市教育委員会から説明が必要な場合はご連絡ください。

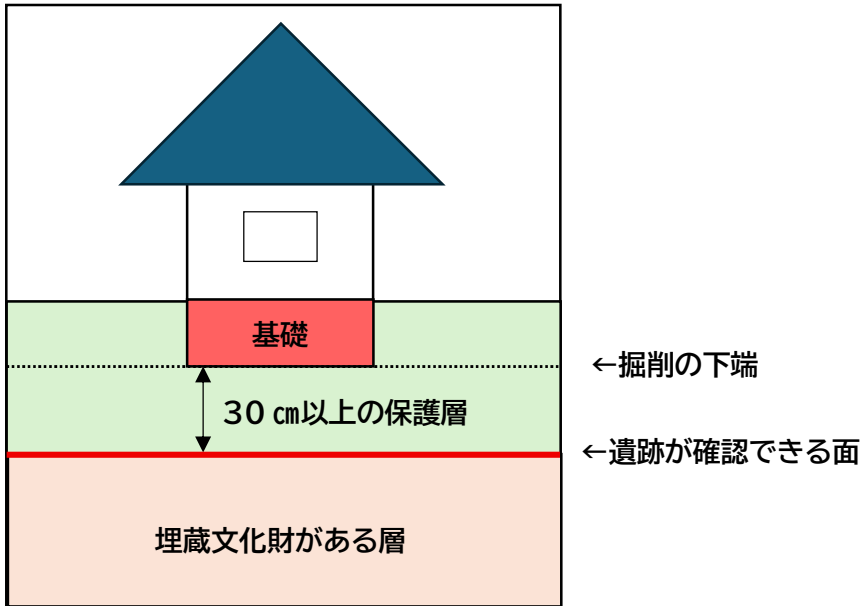
2. よくあるお問い合わせ

Q 試掘調査で埋蔵文化財(遺構)が見つかった場合は、工事は延期になるのか。

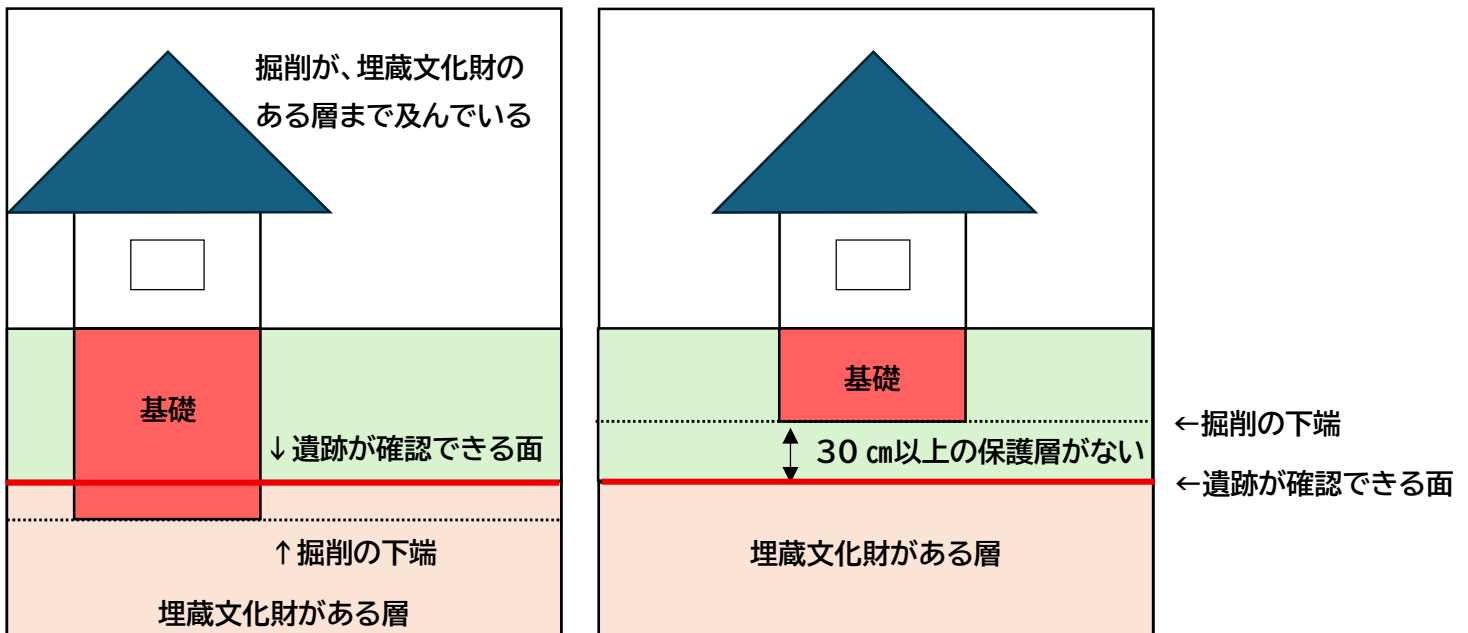
A 遺構が確認された深さや工事内容によって対応が変わります。工事による掘削が埋蔵文化財に影響のない範囲であれば、発掘調査は必要ありません。しかし、工事による掘削が埋蔵文化財に影響すると判断された場合は、発掘調査が必要となります。

埋蔵文化財に影響がない範囲の掘削とは、掘削の下端と遺跡が確認できる面との間に30cm以上の保護層が確保できる場合です。工事による掘削とは建物の基礎工事だけでなく地盤改良も含まれます。

例：埋蔵文化財に影響がない場合（住宅の場合）



例：埋蔵文化財に影響がある場合（住宅の場合）



3. お問い合わせ先

〒915-8530 福井県越前市府中一丁目13番7号

越前市教育委員会事務局 生涯学習・文化財課 文化財グループ

電話：0778-22-7459

FAX：0778-22-7497

メール：gakusyuu@city.echizen.lg.jp